

4 教高第 7 3 0 号
4 教特第 2 4 6 号
4 教文第 1 1 7 4 号
4 教体第 4 2 6 号
令和 5 年 2 月 1 7 日

各県立学校長 様

高 校 教 育 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長
学 芸 文 化 課 長
体 育 保 健 課 長
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る対応について
【2月10日現在】(通知)

各県立学校におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、2月9日に本県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、別添1のとおり、県全体の感染段階が「レベル1」に引き下げられました。

各県立学校においては、別紙の留意事項を踏まえ、別添2の「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策（令和5年1月6日改訂 Ver. 5）」の学校対策レベル1に合わせた教育活動の実施と、感染症対策を徹底願います。

なお、「県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る対応について【11月25日現在】(通知)」(令和4年11月29日付け4教高第559号、4教特第201号、4教文第923号、4教体第343号)につきましては、廃止いたします。

1 基本的な感染症対策の徹底

当面は、引き続き文部科学省からの「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について」（令和4年4月1日）及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について」（令和4年4月1日 Ver. 8）、「教育活動の実施等に関する Q&A」（最新版は9月20日更新）(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html) により行うこと。

2 生徒の出席等について

①発熱や咳等の症状がある場合には登校しないことの徹底

※同居家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合も登校させない。但し、未診断の発熱等の症状がみられる同居家族に対し、医師の診断や検査結果で陰性を確認できた場合にはその限りではない。

②健康観察表などを活用した登校時の健康状態の把握

③登校時に発熱等の症状が見られた場合は帰宅させて自宅休養を行うこと

※教職員については、一層厳格かつ迅速に対応する必要があることから、普段から、体調管理を強化（疲れをためない、睡眠時間の確保等）、会食のルールを厳守するとともに、声を掛け合い、体調不良時には休みやすい環境を作っておくこと。特に発熱等が見られた場合は出勤させないことを徹底すること。

3 教育活動について

「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策（令和5年1月6日改訂 Ver. 5）」に基づき、学校対策レベル1に合わせた教育活動を実施すること。

4 部活動について

各学校においては、令和4年3月4日付け3教文第1298号、3教体第410号により実施すること。引き続き、学校、地域の感染状況等に応じて、活動内容等を工夫するなど、感染対策を講じて実施すること。

5 誹謗中傷やいじめ、差別について

(1) 新型コロナウイルス感染者やその家族等に対して、感染を理由とした偏見や差別が生じないよう、児童生徒及び保護者に周知・啓発を行うこと。

(2) 児童生徒及び保護者から偏見やいじめ等の相談があった場合は、各学校の教育相談体制等を活用し、組織的に対応すること。

6 家庭における感染防止対策について

家庭においても、これまでの基本的な感染対策の徹底について協力を依頼するとともに、緊急時の連絡体制を確認すること。

〈参考〉

「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそうプロジェクト”教材等の利用について

URL：<http://www.hokenkai.or.jp/>（日本学校保健会Webサイト）

子供のSOSの相談窓口

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm（文部科学省 HP）